

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年11月7日

愛川町代表監査委員 齋藤千春



愛川町監査委員 茅孝之



1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和7年10月30日から11月6日まで

3 監査の対象及び方法

総務部政策秘書課、総務課、デジタル推進課、住民協働課及び議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管の令和7年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその実績、負担金、補助金、交付金、使用料、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和7年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

政策秘書課、総務課、デジタル推進課、住民協働課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、口頭により指導した。

6 意見

（1）ふるさと納税推進事業について（政策秘書課）

ふるさと納税の増額を図るため、本年度からポータルサイトを5つ追加したほか、新たな産品の発掘・開発やふるさと納税を活用した地域振興などのノウハウを有する事業者にアドバイザー業務を委託したとのことであり、こうした、寄附を募る新たな取組みを評価いたします。

引き続き、ふるさと納税制度による流出額と事業経費を上回る寄附額を得ることができるよう、返礼品のさらなる拡充や本制度の積極的なPRなどに努めていただきたい。

（2）勤怠管理システムについて（総務課）

ＩＣカードを用いて出退勤時刻を記録する「勤怠管理システム」については、本年4月から本格稼働しているとのことであります。

本システムの導入により、出勤状況や労働時間を一元的に管理でき、人事担当

や各所属の管理職が職員個々の勤務時間や課ごとの勤務時間を把握しやすくなり、勤務時間の適正な管理が可能となることから、働き方改革の司令塔である総務課を筆頭に、今後においても、これを活用して、長時間労働のさらなる是正に努めていただきたい。

(3) 生成A I の導入について (デジタル推進課)

生成A I については、その技術が近年急速に進化しており、地方自治体においても、人手不足の解消や業務の効率化、住民サービス向上を目的として、急速に導入が進んでいます。

導入にあたっては、行政事務の効率化により、職員の負担を軽減するとともに、新たなサービスの創出が可能となり、住民生活の質の向上に大きく貢献することが期待されているなど、その利便性を享受する一方で、個人情報の漏えいや著作権の侵害などに関するリスクにも留意する必要があると思われます。

担当課においても、これまで導入に向けた取り組みを行っているとのことですが、導入後の運用や活用方法などについて、引き続き十分な研究を行っていただくとともに、適切に利用するためのガイドライン等の整備といった安全管理体制を構築するなど、行政事務のさらなる効率化と質の向上を実現し、住民サービスの向上に繋げていくことを期待しています。

(4) 多文化共生の推進について (住民協働課)

町内に居住する外国籍住民の生活の不安を和らげ、暮らしやすい生活環境の整備を図るため、暮らしに必要な情報を掲載した「多言語版生活ガイドブック」を新たに発行するとのことであります。

町では、これまでも、多文化共生を推進するため様々な施策に取り組んでおりますが、外国籍住民については、今後も増加傾向が見込まれることから、引き続き、外国籍の方が安心してともに暮らせるまちづくりに取り組んでいただきたい。

(5) 年次有給休暇等の取得について (共通要望)

年次有給休暇及び夏季休暇の計画的な取得については、これまでも申し上げておりますが、いまだに取得日数が少ない職員が見受けられます。

総務省が公表しております令和5年度における全国の市区町村職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.4日であります。

各職員におかれましては、健康管理に十分留意されるとともに、心身のリフレッシュが図れるよう、全国平均日数以上の休暇取得に努めていただきたい。また、各所属長については、職員が休暇を取得しやすい職場づくりを進めていただきたい。

(6) 町長車等のカーナビNHK放送受信料について (共通要望)

全国の自治体において、公用車に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビのNHK受信料が未払いであった事案が報じられています。

こうした報道を受け、本町でも公用車に設置している受信設備の契約状況を調査したところ、町長車をはじめ複数の車両で受信契約がなされていなかったため、本年度、流用対応により、受信契約の締結及び未払い分の精算を行うとのことであります。

今後、新たに公用車にカーナビを導入する際は、テレビ受信機能の必要性について検討していただきたい。